

業務委託等設計書

部長	所長	課長	課長補佐	主査	検算者	担当者

設計金額	総価 _____ 円・単価 _____ 当たり _____ 円 <small>消費税及び地方消費税込み</small> <small>単価については、 □内訳のとおり □別表のとおり</small> <small>消費税及び地方消費税込み</small>
会計・予算科目	一般 款 (4) 項 (1) 目 (1) 細目 (1) 特別 (17) 細々目 () 節 (25) 細節 ()
業務委託等の名称	藤沢市民病院感染管理システム更新業務委託
業務委託等の内容	感染管理システムの更新
業務委託等の場所 又は施設名称	藤沢市藤沢 2-6-1 藤沢市民病院
委託等の期間又は期限	2024年(令和6年)5月1日から2025年(令和7年)3月31日まで
契約不適合責任	<input type="checkbox"/> 設計関係図書又は仕様書記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 不要
現場説明	<input type="checkbox"/> 要 (月 日 () 時 分・場所) <input checked="" type="checkbox"/> 不要
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 完了払 <input type="checkbox"/> 部分払いする (回) <input type="checkbox"/> 部分払いしない <input type="checkbox"/> 前金払
支払場所	藤沢市民病院事業出納取扱金融機関院内派出所
その他特記事項	<input checked="" type="checkbox"/> 入札(見積り)金額は、総価で記入してください。 <input type="checkbox"/> 入札(見積り)金額は、単価で記入してください。 <input type="checkbox"/> 入札(見積り)金額は、総価及び _____ 当り単価で記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとします。

業務担当課 病院総務課

医療情報管理担当

電話 0466-25-1111 内線 (6652)

16

内 訳

名 称	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考 (形状寸法等)
感染管理システム更新業務委託					
ライセンス費用	1	式			
S E 作業費用	1	式			サーバセットアップ、システム環境測定
導入作業費用	1	式			システム移行の場合は移行作業費用を含む
電子カルテ連携費用	1	式			
オプション等費用	1	式			
計					
消費税及び地方消費税額					
合計					

2
16

藤沢市民病院感染管理システム更新業務委託仕様書

1 目的

本業務は、令和6年度に藤沢市民病院（以下「当院」という。）で実施する電子カルテのハードウェア更新に併せて感染管理システムの更新を行うものであり、受託者は本仕様書及び別紙機能仕様書に基づき業務を遂行するものとする。

2 業務の期間

契約締結日から2025年3月31日まで

（新システムへの切替は2025年1月上旬の予定）

3 基本要件

- (1) 当院で現在導入され、令和6年度にハードウェアの更新を行う電子カルテである NEC 製 MegaOak HR との連携実績があるシステムであること。なお、受託者は必ず NEC にシステム連携仕様や連携費用などの問い合わせを行い、当該費用について業務費用に含めること。

問合せ先は次のとおり

日本電気株式会社神奈川支社 医療担当 越智

電話 080-8514-8277

メール isao-ochi@nec.com

- (2) 更新する感染管理システム（以下「新システム」という。）は、当院で用意する物理サーバ（ホスト OS の設定、仮想化の割当まで実施）内に仮想化して構築すること。

物理サーバのホスト OS は次のとおり

OS : Windows Server2022

- (3) 電子カルテ端末に相乗りして稼動することができること。

電子カルテ端末の OS 等は次のとおり

OS : Windows11 SAC22H2

データベース : Oracle 19c

- (4) 新システムについては、当院と同規模以上の病院（病床数が当院以上の病院）において、当院と同様の電子カルテとの連携実績があること。
- (5) 検収後1年以内に発覚した不具合については、受託者の責任において対応すること。
- (6) 大規模な制度改定以外の診療報酬改定により、プログラム変更、設定変更、マスタ変更が必要となった場合は、保守の範囲内で速やかに対応すること。
- (7) 大規模な制度改定に伴い改修が必要になった場合は、概要が把握できた時点で速やかに当院に申し出て協議を行うこととし、有償・無償の合意を得た後に対応すること。

4 基本構成等

- (1) 導入するパッケージソフトウェアは最新のバージョンであること。また、マスタメンテナンス機能を有すること。なお、現システムと導入するシステムに機能差異がある場合は当院に当該資料を提出すること。
- (2) 24時間の診療体制を支えるため、24時間365日、良好なレスポンス下で安定して稼動し、いつでも利用できるシステムであること。
- (3) 入出力業務の応答速度は病院業務を円滑に遂行し、かつその作業能率の向上を実現できる水準を有するものであること。万一、応答速度に経年劣化が認められる場合は、データベースの最適化などの改善処置を保守契約範囲内で行うこと。
- (4) 電子カルテシステムとのデータ連携は、1日1回以上行うこと。
- (5) システム間連携などは、連携実績のあるプログラムでシステムを構成すること。
- (6) システム更新後、端末機やプリンタ、医療機器等の増設に対応可能な拡張性を有すること。
- (7) 各データベースは通常業務の遂行に支障なくバックアップが行えること。
- (8) 必要に応じて、システム運用を行う当院職員またはオペレータ要員等に対し、システムバックアップ方法等のシステム運用方法を指導すること。

5 既存システムからのデータ移行

- (1) 現行システムで保有しているデータやマスタ、コンテンツ（以下「データ等」という。）については、運用の継続性を維持することを目的として、可能な範囲で受託者が責任をもって新システムに移行すること。データ移行が困難な場合は、新システム内に現行システムのデータを保存できるようにすること。
- (2) データ等移行対象範囲は、現行システムに保存されている診療業務に必要な全てのデータ等とする。
- (3) 将来的に本業務で導入したシステムが、他ベンダのシステムに変更になった場合は、誠意をもって協力すること。

6 その他

- (1) 職員の新システムの操作及び運用に対する理解度の向上を図るリハーサルを行うか、当院が行う利用者教育に対して協力すること。
- (2) 障害発生時は、速やかに障害状況等を当院に連絡し、その障害対応については、当院と協議した上で病院運営や患者に与える影響を最小限にするよう適正に実施すること。また、必要に応じて障害状況、影響範囲、原因、復旧対応、再発防止対策などを記載した障害報告書を当院に提出すること。
- (3) リモート保守環境を必要に応じて整備すること。当院が整備するリモート保守環境を利用する場合を除き、当該保守環境の整備に係る経費は全て本業務に含めること。

7 納品ドキュメント

本業務の成果物として、次に示すドキュメント類を紙媒体及び電子媒体にて当院に提出すること。

- ・システム設計書（システム概要図含む）
- ・システム連携設計書
- ・サーバ環境設定設計書
- ・サーバ運用手順書（データバックアップ手順、サービス起動確認手順等）
- ・テスト完了報告書
- ・パッケージ標準操作マニュアル
- ・システム保守体制図（連絡先含む）
- ・その他、システム運用に要するもの

以 上

余白

藤沢市民病院感染管理システム機能仕様書

1 全般

- (1) ウェブアプリケーションであり、Microsoft Edge で動作できること。
- (2) 利用人数に制限が無いこと。
- (3) 利用者の認証は、ログイン ID とパスワードによるものとする。

2 初期画面表示

- (1) 利用者の権限（現場担当者、感染管理者等）により、表示する画面と入力訂正・帳票出力の可否が選択できること。また、職員ごとに参照できる病棟・診療科が設定できること。
- (2) 初期画面に表示されたメニューボタンから情報入力、各種患者検索、掲示板閲覧、各種設定ができること。
- (3) 初期画面には院内分離菌情報、ターゲットサーベイランスの感染情報、感染疑い患者情報が一覧で表示されること。
- (4) メニュー画面に耐性菌情報が患者ごとに表示され、病棟ごとの抽出や耐性菌グループごとでの並び替えが可能であること。また、該当部分の患者をクリックすると患者情報登録画面等が表示されること。

3 患者情報集中画面

- (1) あらかじめ指定された期間の体温や CRP やデバイス、抗菌薬等の診療情報データの確認ができること。また、期間については保存されているデータが存在する限り過去を遡って表示ができること。
- (2) 一つの画面で、患者基本情報、診療データ（感染状況及び感染履歴、診療データ、デバイス装着、抗菌薬使用、検査データ及び感受性）、移動履歴が表示できること。
- (3) バイタルデータ及び WBC、CRP 検査結果のグラフ表示が可能であること。グラフについては表示期間を任意で変更し再表示が可能であること。
- (4) デバイス装着状況の入力・修正・削除ができること。
- (5) 検査データごとに、「持ち込み区分」（持込・院内）が入力できること。
- (6) 検査データをクリックすると、該当する検査データの細菌検体コメント、検出された分離菌及び分離菌ごとの抗菌薬感受性が表示できること。
- (7) 17 院内ラウンド（患者、環境）支援機能で登録された、該当患者へのラウンド結果履歴の閲覧ができること。
- (8) ボタンクリックで、該当患者に関する患者ラウンド結果の登録を行うことができること。

4 患者感染情報入力

- (1) 患者基本情報及び過去診療データ履歴を表示できること。
- (2) ボタンクリックで手術情報及び SSI 情報を入力できること。
- (3) ボタンクリックで該当患者の感染疑いを個別に解除できること。また、解除された疑いの取消ができること。

- (4) ボタンクリックで検査データ履歴が表示でき、また、検出された分離菌について菌量及び感受性結果を確認できること。更に、投与された抗菌薬について MIC 値及び SIR 判定を確認できること。
- (5) ボタンクリックで抗菌薬投与履歴が表示できること。投与日、オーダー番号、薬剤名、使用量、依頼診療科、等を一覧形式で確認できること。また、過去に遡って確認ができること。
- (6) ボタンクリックで感染履歴が表示でき、また、過去に遡って確認ができること。
- (7) ボタンクリックで入院履歴が表示できること。
- (8) ボタンクリックで移動履歴が表示できること。

5 病棟マップ機能

- (1) 医療機関の病棟レイアウトに沿った病棟マップがマスタ設定により作成でき、また、病棟→フロア→病室の各表示ができること。
- (2) 病棟フロアマップでは、患者の現在の保菌状況や時系列による過去の感染状況の遷移がビジュアルに把握できること。また、病棟フロアマップからマスタで設定した条件でのアイコン表示ができること。
- (3) 病室マップから、体温、CRP、抗菌薬等の診療情報がグラフで収集できること。また、患者の入院基礎情報やデバイスの確認や入力ができること。
- (4) 病室単位で、該当する予防策（接触・飛沫・空気）の隔離を任意で設定・解除でき、病棟マップへの表示により、職員への注意喚起ができること。

6 アウトブレイク表示機能

- (1) 監視対象の院内分離菌に対し、アラートレベル（注意、警告）を条件値（発生数もしくは陽性率）として設定することで、条件に一致した場合に自動的に警告表示するアラート機能を有すること。
- (2) アラートレベルに到達した病棟の一覧を表示でき、また、検出された分離菌ごとに、現在値、設定された条件値を一覧形式で表示できること。

7 感染経路探索機能

- (1) 特定患者の移動情報と、分離菌検査の情報を時系列に表示ができること。
- (2) 時系列の表示の中で、同室者の情報も簡単な操作で把握することができ、また、過去に同室だった患者も遡って把握することができること。
- (3) 時系列の表示の中で、選択した時点での病棟マップの表示により、視覚的にベッド配置も把握ができること。
- (4) 院内全体の感染経路マップが表示できること。

8 感染疑い患者表示機能

- (1) 各種データ内容の確認後、感染日・各種分子情報を入力して確定することで、デバイスデイズによる感染率の分子として自動処理することができること。

9 デバイス関連サーベイランス統計分析機能

- (1) BSI・UTI・VAP のサーベイランス感染率・感染疑い者数を、総合計・種類別・病

棟別・月別・期間別に集計ができ、また、グラフ作成も画面上から表示できること。
さらに指定期間における感染率やデバイスデイズ等の比較もできること。

- (2) サーベイランスの集計結果を Excel 形式、CSV 形式で出力できること。
- (3) デバイスの設定を病棟別に一括入力できる機能があり、デバイスデイズ感染率の分母が自動集計できること。電子カルテからデバイス情報が入手できる場合は、自動的に加算され、またデバイスがない場合は手動で削除することができること。

1 0 デバイス関連サーベイランス検索機能

- (1) 検索結果について、Excel 形式で出力できること。

1 1 SSI サーベイランス統計分析機能

- (1) SSI の感染率をリスクインデックス別に自動的に集計ができること。また SSI の発生数、発生率を手技別、医師別、年代別に集計ができ、Excel へ出力することができること。さらに職員の権限設定により、確認できる画面を制御することができること。
- (2) SSI 分析では SIR (標準化感染比) の表示ができること。
- (3) SIR では比較指標として、日本環境感染学会報告値 (JHAIS) ・厚生労働省院内感染対策サーベイランス (JANIS) 公表値を参照することができること。

1 2 SSI サーベイランス患者検索機能

- (1) 手術手技や創分類、ASA 分類や登録されている様々な手術条件で患者検索ができること。
- (2) 検索結果について、Excel 形式、CSV 形式で出力できること。
- (3) 患者別サーベイランスシートがカスタマイズできること。

1 3 院内分離菌統計分析機能

- (1) 電子カルテなどから取り込んだ院内分離菌情報の分離菌別/病棟別/検出一覧 (日報・週報・月報・年報)、菌種別耐性菌新規検出数 (日報・週報・月報・年報) 等が作成でき、かつ結果を Excel に出力できること。
- (2) 一覧表以外に検体別や、薬剤感受性率などを病棟別に期間集計、月別他各種統計分析ができること。
- (3) 上記 (2) の統計分析の結果を Excel に出力できること。

1 4 院内分離菌患者検索機能

- (1) 病棟及び診療科ごとに検体別、分離菌別の検出状況が患者一覧として検索できること。

1 5 抗菌薬関連統計分析機能

- (1) 電子カルテなどから取り込んだ抗菌薬使用情報を病院全体、病棟別又は診療科別に使用量密度、使用量推移、使用量内訳、投与患者数等の指定期間の集計や月別の統計分析ができること。
- (2) 統計分析の結果をグラフ表示ができること。さらに、Excel へ表やグラフ出力がで

きること。

- (3) 集計期間・診療科・病棟・分離菌・抗菌薬等を検索条件とした、薬剤感受性率（アンチバイオグラム）の集計と Excel への出力ができること。
- (4) 上記（3）の集計結果について、指定された感受性率以上を色分けして表示できること。

1.6 抗菌薬患者検索機能

- (1) 病棟別、診療科別に抗菌薬の種類や具体的薬剤名からの患者検索の他、投与期間や投与量から患者検索を行うことができること。
- (2) 検索機能では、特定の抗菌薬使用一覧や、所定の使用期間や量を超過した患者の一覧（事前の設定が前提）が検索できること。
- (3) 検索結果一覧をダブルクリックすることで、上記 3 患者情報集中画面を表示できること。
- (4) 検索結果一覧から患者を選択し、薬剤投与履歴を表示できること。
- (5) 抗菌薬使用届け出入力が行えること。

1.7 院内ラウンド（患者、環境）支援機能

- (1) ラウンドが必要な患者を条件値の指定により抽出し、ラウンド予定の作成ができること。ラウンド対象患者の検索条件として次の項目が指定できること。

患者 ID、氏名、入院日、病棟、診療科、ラウンド分類、デバイス関連情報（デバイス装着日、感染日等）、手術部位関連情報（手術手技、創分類、手術状況、検体、病原体、感染日、治癒日等）、抗菌薬関連情報（抗菌薬、薬剤、投与方法、投与期間等）、院内分離菌情報（受付日、検体、分離菌、感染状態等）

- (2) 患者ラウンドの結果（指示、コメント等）を記録できること。また、記録内容を Excel 形式で出力できること。
- (3) 診療情報や検査値を参照しながら患者ラウンドの結果の記録ができること。
- (4) 病院ごとの環境ラウンドの項目が設定でき、チェックシートの作成ができること。
- (5) 感染対策室からの環境ラウンドへの評価に対し、病棟側から改善報告することができること。

1.8 感染症発生報告機能

- (1) あらかじめ指定された感染症が発生した場合、医療現場から必要なデータを記載した感染症発生報告書を主治医が確認し、院内の感染管理の責任者へシステムで報告できること。

1.9 院内分離菌感染状況管理機能

- (1) データ連携で取り込んだ分離菌の感染状況を、「未確認」「保菌」「感染」のステータスで管理できること。保菌を確認した場合や、感染症を発症した場合、該当する状況をマニュアルで選択することにより、ステータスを変更できること。

2 0 掲示板機能

- (1) 感染管理に関する情報共有のために、あらかじめ作成したファイルを掲示できること。
- (2) 掲載期限等を設定できること。

2 1 各種システム設定

- (1) 職員ごとに参照できる病棟・診療科の範囲やメニューの内容を権限設定できること。

2 2 電子カルテシステムとの連携について

- (1) 電子カルテシステムにログインした状態から、パラメーターを受け取ることにより、利用者はID、パスワードの入力なしで感染管理システムの利用者メニューを表示させること（シングルサインオン）ができる機能を有していること。
- (2) 電子カルテシステムと、利用者情報（氏名、所属、ID、パスワード、等）、患者基本情報（氏名、性別、年齢、ID、等）、患者転棟情報、バイタル情報（体温等）、検査値情報、オーダー情報の連携ができる機能を有していること。

2 3 針刺し切創・皮膚粘膜汚染

- (1) 針刺し切創報告書及び皮膚・粘膜汚染報告書の登録・印刷ができること。
- (2) 針刺し切創報告書の受傷部位及び粘膜汚染報告書の汚染部位については、部位画像をクリックすることで最大3つまでの部位を入力できること。
- (3) 上記（1）で登録された内容について、報告状況、発生状況を指定し検索でき、また、抽出された報告一覧のCSV出力ができること。
- (4) エピネットのフォーマットで入力できること。

2 4 各種報告機能

- (1) 厚生労働省へ次の報告用データを作成できること。
 - ア SSI 報告機能
 - イ 全入院部門報告機能
 - ウ ICU 部門報告機能
- (2) 日本環境感染学会へ次の報告用データを作成できること。
 - ア SSI 報告機能
- (3) アンチバイオグラムの作成が出来ること。

2 5 保守

- (1) 直接・関節を問わず納入されたシステムの定期点検、オンコールサービスを行うための保守契約を別途締結することができること。
- (2) 平日 9:00 から 17:00 までの時間帯で、障害対応受付が可能な体制を用意すること。

以 上

(余自)

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、藤沢市（以下「委託者」という。）と事業者（以下「受託者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータの取り扱い及び受託業務を通じて知り得た秘密等の取り扱いについて、委託者と受託者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、委託者からの提供や本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。なお、データに個人情報を含む場合の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社である場合も含む））等についても適用する。
- 4 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び委託者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(法律等の遵守)

- 第2条 受託者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

- 第3条 受託者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、委託者が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により委託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、業務の執行上、責任者等が不相当であると認めるときは、その理由を明示して受託者に責任者等の変更を求めることができる。

13
16

改定 2022/12/23 (業務委託)

3 受託者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により委託者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 受託者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、データを委託者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(複製等の制限)

第6条 受託者は、委託者の承認を得ずして、データを用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

(データの受領)

第7条 受託者は、業務の履行上、委託者からデータの提供がある場合は、様式第2号「データ受領証兼複製申請書」を委託者に提出しなければならない。

(データの持出し)

第8条 受託者は、業務上、やむを得ず委託者の環境からデータを持出す場合は、様式第3号「データ借用申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(パソコン及びモバイル端末並びにデータの持込み)

第9条 受託者は、委託者の環境にパソコン及びモバイル端末（以下、パソコン等という）並びにデータを持込み、作業を行う場合は、様式第4号「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(安全管理義務)

第10条 受託者は、データの取り扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、データの無断持出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持

14
16

改定 2022/12/23 (業務委託)

出す場合には、パスワード等による暗号化の措置を行い、委託者の承認を得たうえで、様式第8号「データ持出管理簿」に記録し、本契約終了時及び委託者の求めに応じて委託者に提出すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

2 第9条に規定する持込み、及び成果物等を記録媒体等で委託者に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

(データの返却・消去)

第11条 受託者は、委託者から提供を受けたデータの利用が完了した場合は、速やかに委託者に返却しなければならない。なお、返却する記録媒体等がない場合は、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

2 受託者のパソコン等に、データを複製又は保存した場合は、業務上の利用が完了後、原則として、速やかに全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

(記録媒体等の廃棄)

第12条 受託者は、本契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあつては、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第7号「廃棄証明書」を提出しなければならない。

(監督及び監査)

第13条 委託者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、受託者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(検査)

第14条 委託者は、本契約において個人情報扱う場合、個人情報の取り扱いについて、受託者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、受託者と協議の上、委託者が決定する。

(従業者に対する教育の実施)

第15条 受託者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、委託者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により委託者に提出しなければならない。

(事故発生への報告義務)

第16条 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17条 委託者は、受託者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第19条 委託者は、本仕様書に定める各様式を、市ホームページにて公開するものとする。

(以下余白)